

## 暮らし向上スマートエネルギー導入補助金 Q&A

Q1 補助金の申請はいつすればいいのですか。

A 補助対象機器の設置工事等が完了してからの申請となります。事前申請は不要です。

※商工課が行っている「省エネリフォーム補助金」は工事着手前の事前申請が必要であるため、活用を検討中の場合はご注意ください。

Q2 補助金の申請に期限はありますか。

A 補助対象機器の設置完了日から 3か月以内に環境企画課まで申請してください。

Q3 設置完了日はいつを基準とするのですか。

A 補助対象機器の工事完了日を設置完了日としております。

ただし太陽光発電システムの場合は電力受給開始日、電気自動車等の場合は車両の初度登録日を設置完了日としております。

Q4 申請書類はどのように提出すればいいですか。

A 環境企画課の窓口へ持参または環境企画課宛に郵送での提出をお願いします。

Q5 国や県の補助金と併用することはできますか。

A 併用は可能です。

ただし国や県の補助金が他の補助金制度との併用に制限を設けている場合がありますので、ご注意ください。

※ 国等の補助金において「国費が充当されたほかの補助金との併用は行わないこと」という要件がありますが、当補助金には国費は充当されていません。

Q6 補助金の申請は何度でもできますか。

A 補助金の申請は同一の住宅(電気自動車等においては同一の世帯)について 補助対象機器各1回限りとなります。各補助対象機器について、過去に本市から同種の補助金の交付決定を受けていた場合は対象となりません。

Q7 事業所に補助対象機器を設置したのですが補助金の申請はできますか。

A 暮らし向上スマートエネルギー導入補助金は個人住宅を対象としておりますので、事業所に設置されたものについての申請は受け付けておりません。  
法人からの申請も受け付けておりません。

Q8 補助対象機器をリースで導入したのですが、対象となりますか。

A リースの場合は対象となりません。

Q9 補助対象機器の導入工事等に施工業者の制限はありますか。

A 施工業者の制限はありません。

Q10 会社で使うために電気自動車を購入しました。補助の対象となりますか。

A 会社などで使用するために購入した電気自動車は補助の対象にはなりません。  
自動車検査証の用途に「乗用」、自家用・事業用の別に「自家用」と記載があるものが対象となります。

Q11 補助対象経費とはどのようなものですか。

A 補助対象経費は、補助対象機器の本体及び付属機器の購入費、設置工事費の合計額となります。

従って、既存機器等の撤去・処分費用、機器の保証費は補助の対象となりませんのでご注意ください。

上記はよくある質問となります。ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせをお願いいたします。

問い合わせ先  
井原市市民生活部環境企画課  
TEL：0866-62-9515  
FAX：0866-62-1744  
E-mail：[kankyo@city.ibara.lg.jp](mailto:kankyo@city.ibara.lg.jp)